

京都府知事 山田 啓二 殿

中部近畿産業保安監督部長 石垣 宏毅



太鼓山風力発電所に係る電気事業法第106条第4項の規定に基づく報告の徴収について

平成25年3月13日に発生した太鼓山風力発電所第3号機における風車の落下事故については、発電用風力設備に係る安全確保を図るため、早急な原因究明及び再発防止対策の実施が必要です。

平成25年4月11日、貴府より、太鼓山風力発電所第3号機における電気事故について電気関係報告規則第3条に基づく事故報告書の提出がありましたが、原因及び今後の防止対策について詳細な記載がなく、その妥当性が確認ができないため、また同報告書において同発電所の他号機において風車を支持する工作物に亀裂が認められることが確認されたため、電気事業法第106条第4項の規定に基づき、下記の事項について追加報告するよう指示します。

なお、中部近畿産業保安監督部(近畿支部を含む。)は、報告について不足がある場合、更に追加的に報告を求めることがあります。

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求することができます。

また、訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

1. 報告事項

- (1) 太鼓山風力発電所第3号機の事故原因(報告期限までに原因が確定されない場合は、調査状況、進捗状況及びその後の調査計画)
- (2) 同発電所第3号機以外(特に、風車を支持する工作物に亀裂が認められる同発電所第2号機、第4号機、第5号機及び第6号機)が、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に適合しているか否かの説明(具体的な理由及びその技術的根拠となる客観的データ等を含む。)
- (3) 同発電所第3号機以外の号機に対する同様の事故防止対策

2. 報告期限

- (1) 上記1(1)及び(2)については、平成25年5月23日(木)
- (2) 上記1(3)については、平成25年6月28日(金)